

9様式44

令和 6年 3月 8日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人の住所 三重県津市大門1番3号
医療法人の名称 医療法人社団 雄飛会
理事長名 池田 雄三
電話 059(226)5525

決 算 届

令和 5年 1月 1日から令和 5年12月31日までの決算を終了したので、医療
法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5年 1月 1日 至 令和 5年12月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団雄飛会

- ① ☐ 財団 ☒ 社団（ ☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり ）
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県津市大門1番3号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成19年10月25日

(4) 設立登記年月日 平成19年10月31日

(5) 役員及び評議員

[illegible]

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」
以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	大門病院	2410515346	三重県津市大門1番3号	一般病床 82床 療養病床 24床 [医療保険 24床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床
診療所				一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]
介護老人 保健施設				入所定員 0名 通所定員 0名
介護医 療院				入所定員 0名 通所定員 0名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 2月13日 令和4年度決算の決定

令和 5年 12月25日 令和6年度の事業計画、収支予算の決定

企業型確定拠出年金制度導入に伴う役員報酬の決定

理事、監事選任の承認

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

—

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

—

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) そ の 他

令和5年6月28日 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る病床確保に関する覚書の締結
(令和5年9月28日改訂 (令和5年10月1日施行))

様式2

法人名 医療法人社団 雄飛会

※医療法人整理番号 414

所在地 三重県津市大門1番3号

財 産 目 録

(令和5年12月31日現在)

1. 資 産 額	1,085,743 千円
2. 負 債 額	767,412 千円
3. 純 資 産 額	318,331 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	255,303
B 固定資産	830,440
C 資産合計 (A+B)	1,085,743
D 負債合計	767,412
E 純資産 (C-D)	318,331

(注)財産目額の価額は、貸借対照表と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □貸借 ■部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (■法人所有 □貸借 □部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-1

法人名 医療法人社団 雄飛会

※医療法人整理番号 A24

所在地 三重県津市大門1番3号

貸借対照表
(令和5年12月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	255,303	I 流動負債	198,698
現金及び預金	65,839	買掛金	13,464
事業未収金	165,972	短期借入金	40,052
たな卸資産	3,801	未払費用	137,189
前払費用	0	未払法人税等	7,993
その他の流動資産	19,691	預り金	0
II 固定資産	830,440	II 固定負債	568,714
1 有形固定資産	805,511	長期借入金	568,714
建物	436,568	負債合計	767,412
構築物	0	純資産の部	
医療用器械備品	22,309	科 目	金 額
その他の器械備品	10,629	I 利益剰余金	189,072
車両及び船舶	1,831	1 その他の利益剰余金	189,072
土地	300,000	繰越利益剰余金	189,072
その他の有形固定資産	34,174	II 基金	129,259
2 無形固定資産	3,633	純資産合計	318,331
ソフトウェア	3,123		
その他の無形固定資産	510		
3 その他の資産	21,296		
有価証券	474		
その他の固定資産	20,822		
資産合計	1,085,743	負債・純資産合計	1,085,743

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 雄飛会

※医療法人整理番号 4 24

所在地 三重県津市大門1番3号

損益計算書

(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	994,264	
2 事業費用		
(1) 事業費	1,020,319	
(2) 本部費		
本来業務事業損失		26,055
事業利益		△ 26,055
II 事業外収益		
受取利息	0	
その他の事業外収益	57,027	
III 事業外費用		
支払利息	3,287	
その他の事業外費用	0	
経常利益	27,685	
IV 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	153	
税引前当期純利益	27,532	
法人税・住民税及び事業税	3,000	
法人税等調整額		
当期純利益	24,532	

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

A74

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団雄飛会

理事長 池田 雄三 殿

私は、医療法人社団雄飛会の令和 5 会計年度（令和 5 年月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 2 月 16 日

医療法人社団雄飛会

監事 鯉江 弘子

